

**令和7年度 第1回
医師の働き方改革WEB研修会
～ 離職防止と人材確保に向けて ～**

【県の助成制度等の紹介】

令和7年8月28日
宮崎県 福祉保健部 医療政策課
医師確保担当



本日の次第

1. **地域医療勤務環境改善体制整備事業**
2. **医療勤務環境改善マネジメントシステム
普及促進モデル事業**
3. **生産性向上・職場環境整備等支援事業**

1. 地域医療勤務環境改善体制整備事業

① 事業概要

勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた、医療機関全体の効率化や勤務環境改善への取組を支援しています。

② 対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関を支援します。

(前提)

年の時間外・休日労働が960時間を超過している又は超過するおそれのある(※)医師を雇用しており、

(例①) 年間の救急車等による搬送件数が1,000件以上の医療機関

(例②) へき地等にある特別な理由の存在する医療機関

(例③) 地域医療の確保に必要な医療機関

※ 前年度実績で時間外・休日労働が720時間超



1. 地域医療勤務環境改善体制整備事業

③ 補助対象経費

医療機関が作成する「**医師労働時間短縮計画**」に基づき、実施する事業に要する経費を支援します。

【補助対象経費例】

- **ICT機器整備（勤怠管理機器、電子カルテなど）**
- **社労士等による改善支援アドバイス費用**
- **短時間勤務要員の確保経費**
- **タスクシフト／シェアの推進に要する経費 など**

④ 補助基準額

病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数
(稼働病床数) × 133千円 (※)

⑤ 補助率

資産の形成に繋がると知事が認める事業 **9/10以内**
その他の事業 **10/10以内**



※ 更なる労働時間短縮の取組を実施し一定の要件を満たす医療機関は、病床数* ×266,000円が補助基準
(上限) 額となります。)

「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の活用事例とポイント



補助は **何** に使えるの？
働き方改革を推進するのにもっと **資金** が必要！
問合せ はどこに行けばいいの？

そんなあなたのために
お答えします。



補助対象経費のこれまでの活用事例

以下の活用事例は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくために、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みとして、**これまでに活用された事例をご紹介します。**

人材確保に関する経費

- ・タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- ・複数主治医制の導入経費
 - ✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用
 - ✓ 勤務医の新規雇用
 - ✓ 夜勤勤務医の新規雇用
- ・医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費等

ICT機器等の導入経費

- ・電子カルテの閲覧が可能なモバイル端末
- ・音声入力システム
- ・AI問診・WEB問診システム
- ・患者向け説明動画（入院前、検査、手術前等）
- ・AI文書作成

勤怠管理関係機器 設備費等

- ・勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携に係る経費
- ・勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- ・勤怠管理システムと電子カルテとの連携費
- ・医師当直室及び休憩室の改修整備

委託費、その他

- ・職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- ・タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費等

資産につながる経費は事業者負担を求めます

ポイント



■ 補助算定方法について

病床数* × **133,000円**が補助基準（上限）額 *病床機能報告における最大使用病床数

例：300床の病院の場合、約3,900万円が補助基準（上限）額

（更なる労働時間短縮の取組を実施し一定の要件を満たす医療機関は、病床数* × 266,000円が補助基準（上限）額となります。）

■ 補助の対象となる医療機関について

年通算の時間外・休日労働時間が年720時間以上の勤務医がおり、地域医療に特別な役割がある医療機関のうち、一定の要件を満たす医療機関。

2. 医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進モデル事業

① 事業概要

「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づく勤務環境の改善に関する計画を作成し、勤務環境の改善に取り組む病院及び診療所を支援する

② 補助対象事業

勤改センターの支援を受け、指針に基づく改善計画を策定し、改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施する事業

③ 対象経費

改善計画の策定及び改善計画に定めた事項の実施に要する以下の経費

⇒ 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費

④ 補助基準額等

1 医療機関あたり500千円（補助率：**10/10**以内）

2. 医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進モデル事業

自主的な勤務環境改善活動を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資することを目的とした仕組み

医療従事者の確保に資する措置

マネジメントシステム導入 について（利用法の一つの提案）

国立人事 代表 新屋 尋崇

医療労務管理支援事業（厚生労働省委託事業）スーパーバイザー

認定登録 医業経営コンサルタント 医療労務コンサルタント

特定社会保険労務士 産業カウンセラー

2. 医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進モデル事業

令和6年度研修会資料

- 2月26日研修会「第3回 医師の働き方改革Web研修会」

[プログラム](#) PDF

[資料1](#) PDF

[資料2](#) PDF

[資料3](#) PDF

[資料4](#) PDF

研修動画

- [1.開会](#) [2.挨拶](#)
- [3.研修\(1\) これからの医療経営戦略](#)
- [3.研修\(2\) 医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入について](#)
- [4.情報提供\(1\) 県の助成制度\(医療勤務環境改善マネジメントシステム普及促進モデル事業等\)](#)
- [4.情報提供\(2\) 育児・介護休業法、次世代育成支援対策促進法の改正ポイントについて](#)

宮崎県勤務環境改善支援センターTOP

> 「資料」タブ

> 「研修会資料」をクリック

○資料：資料2

○動画：3.研修(2) 医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入について

3. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

【○ 医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】
 施策名：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ
 （生産性向上・職場環境整備等事業）

令和6年度補正予算案 828億円

医政局医療経営支援課
 （内線2672）

① 施策の目的

賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等（ベースアップ評価料算定機関に限る。）に対して経費相当分の給付金を支給し、生産性向上・職場環境整備等を図る。

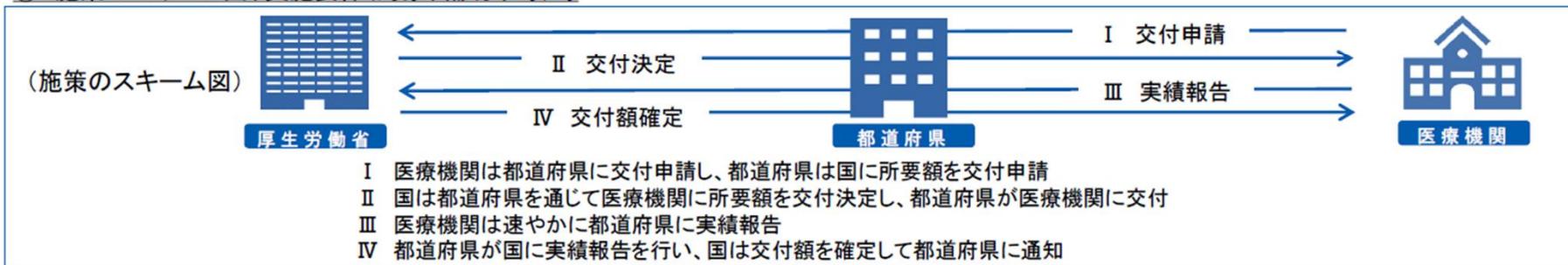
（交付額）病院・有床診：4万円／病床数、診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション：18万円／施設（補助率10/10）

【生産性向上に資する取組のイメージ】

- ICT機器の導入による業務の効率化
 - ・ タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備等の導入 → 職員間の情報伝達の効率化（チーム医療の推進）
 - ・ 床ふきロボット、監視カメラ等の導入 → 清掃業務、院内監視業務等の効率化
- タスクシフト／シェアによる業務の効率化
 - ・ 医師事務作業補助者・看護補助者の配置 → 医師・看護師の業務効率化（診断書作成、病室内の環境整備や看護用品の整理等）

※ 新たに配置する際に必要な経費の他、既に雇用している職員の人件費に充てることが可能

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療機関等へ業務の生産性向上に資する財政支援を行うことで、職場内の生産性向上・環境整備等を図り、地域に必要な医療提供体制を確保する。

3. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

① 補助対象経費

R6.4.1からR8.3.31までの間に行った下記の取り組みに要する経費
(※ 消費税及び地方消費税は対象外です。)

◇ ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、
床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

◇ タスクシフト/シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置による
タスクシフト/シェア

◇ 補助金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

② 対象施設

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ており、
交付申請日時点で稼働している病院、有床診療所（医科・歯科）、
無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション

3. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

③ 補助基準額

- ・ 病院、有床診療所：許可病床数×4万円
- ・ 無床診療所、訪問看護ステーション：1施設×18万円
- ※ 許可病床数4床以下の有床診療所は1施設×18万円

④ 交付額

補助基準額と補助対象経費の支出額を比較して低い額

<例> 許可病床が100床の施設の場合

$$100\text{床} \times 40,000\text{円} = 4,000,000\text{円} \text{ (基準額)}$$

これに対し、

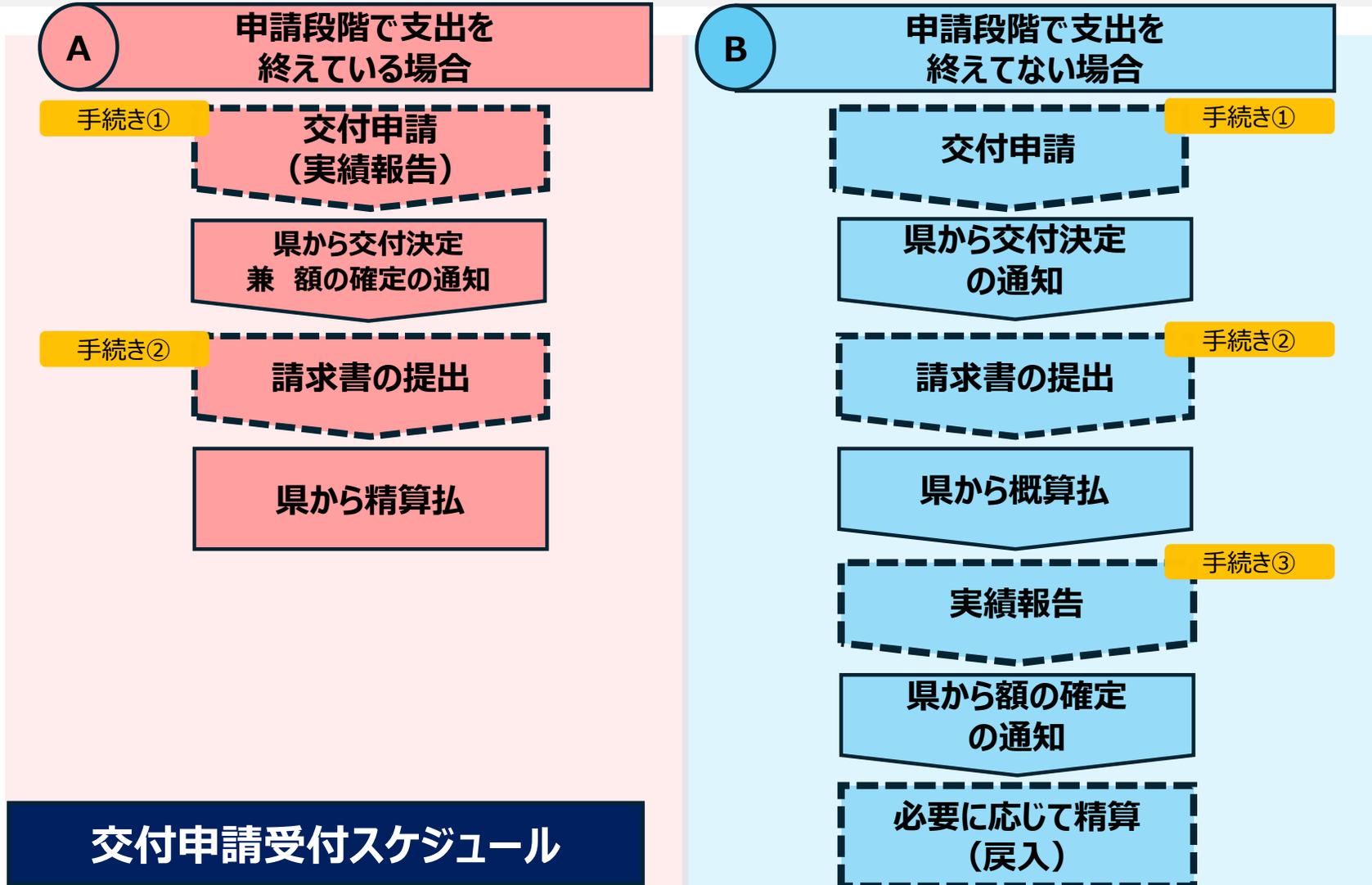
① 補助対象経費の支出額が2,000,000円の場合

→ 交付額は2,000,000円 (実支出)

② 補助対象経費の支出額が5,000,000円の場合

→ 交付額は4,000,000円 (基準額)

3. 生産性向上・職場環境整備等支援事業



交付申請受付スケジュール

	期間	申請	
		A	B
受付期間①	受付開始日～令和7年10月3日(金)	○	○
受付期間②	受付開始日～令和8年3月19日(木)	○	×

3. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

◇ 申請書類の例

- ① 事業実績書（別記様式第1号）
- ② 収支決算書（別記様式第2号）
- ③ 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。
写しでも可。）
- ④ 第2条第3号に係る特別徴収実施確認・開始誓約書
（別記様式第3号）

→ **通常の補助金のように支出証拠書類の提出は求めませんが、**
国や県からの求めに応じ、**いつでも提出ができるように各施設内で**
適切に保管をお願いします。

※ 当事項等への誓約が申請の要件となっています。

①

地域医療勤務環境改善
体制整備事業

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/ku-rashi/iryo/20210701182247.html>



②

医療勤務環境改善
マネジメントシステム
普及促進モデル事業

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp//iryoseisaku/kurashi/iryo/20241208133108.html>



③

生産性向上・職場環境
整備等支援事業
※ 申請方法等は
近日中に公開予定

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/ku-rashi/iryo/ishikakuho/20250305201321.html>



最後に

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【連絡先】

◇担当：宮崎県 福祉保健部 医療政策課 医師確保担当

◇電話：0985-26-7451

◇Mail：ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp

